

令和7年度予算編成方針

第1 本市を取り巻く財政状況と令和7年度の見通し

我が国の経済動向について、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待される一方、諸外国における高金利水準の継続や不動産市場の停滞に伴う影響などの海外景気の下振れリスクに加え、国内における物価動向や金利情勢について注視する必要がある。県内景気は持ち直しつつあるものの、それらのリスクに留意しなければならない。

こうした中において、本市においては、計画期間の最終年度となる「県都『あきた』創生プラン」(第14次秋田市総合計画)と「第4期・県都『あきた』改革プラン」(第8次秋田市行政改革大綱)を市政運営の両輪として、市政の最重要課題と位置づけた人口減少対策に全庁一丸となって取り組んでいく必要がある。

令和7年度における本市の財政状況の見通しについて、歳入では、根幹をなす市税は、企業収益の悪化等により法人市民税は減少を見込む一方で、個人市民税は定額減税終了等に伴う増加を見込んでおり、全体では増を見込む。譲与税・交付金は、消費支出の減に伴う地方消費税交付金や個人住民税定額減税減収補填分の減による地方特例交付金の減少等を見込んでいる。地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は、国の地方財政収支の仮試算を踏まえて増加を見込んでいる。これらにより、全体では6年度予算と比較して、歳入一般財源総額が20.4億円の減となる厳しい状況にある。

歳出(一般財源ベース)では、人件費、措置費および公債費がいずれも増となる見込みであり、経常経費についても増を見込んでいる。

歳入が減少し、義務的経費と経常経費が増加する状況において、政策経費に配分する一般財源の大幅な削減は避けられない状況にある。市民サービスを確保し、最少の経費で最大の効果を得られるよう、事業の優先順位付けによる取捨選択や抜本的な見直しを徹底しなければならない。

なお、現段階では、国の予算や地方財政対策の動向等、不確定な要素も多いため、各部局において積極的に情報収集に努めるとともに、適切な対応を講じていく。

第2 予算編成の基本的な考え方

1 最重要課題への対応

人口減少対策を市政の最重要課題と位置づけ、人口減少の抑制および人口減少下にあっても持続可能な社会の実現に取り組むため、「第4期・県都『あきた』改革プラン」と計画期間の最終年度となる「県都『あきた』創生プラン」に掲げた施策・事業等を着実に実施するとともに、創生戦略事業に配分する経営資源を確保する。

2 施策・事業の検証と財源の捻出

施策・事業の検討に際しては、補助金や市債等の特定財源の有無にかかわらず、事業の必要性や有効性、経済性等を客観的事実に基づき十分に検証すること。

また、単に前例を踏襲することなく、各事業の緊急度や重要度を加味した部局内での優先順位による取捨選択や抜本的な見直しを徹底し、最少の経費で最大の効果が得られるよう真に必要な経費となっているか精査すること。

特に、新規事業や事業の拡充に取り組む場合は、「スクラップアンドビルド」を前提とし、事業の徹底的な見直しや廃止、数年毎に新陳代謝を図るなど、財源の捻出を原則とする。

さらに、創生戦略事業を含む政策経費の新規事業について、時代の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応しているか定期的に見直すため、事業の実施期間を設定するとともに、期間の最終年度に事業継続の是非を判断する基準として、事業目標の達成度合いを測るための定量的な指標を設定すること。

3 歳入の確保と新規財源の開拓

自主財源を確保するため、市税および税外収入の収納率向上を図るとともに、自ら必要な財源を確保し、市民サービスの維持・向上につなげるという観点から、新規財源の開拓について積極的に取り組むこと。

4 市債の抑制

市債発行額の増加は将来負担の増につながり、財政構造の硬直化を招く要因となることから、市債残高の縮減を図るため、全会計において市債発行の抑制に努めること。

また、プライマリーバランスの黒字確保に向け、市債発行額が元金償還額を上回らないよう、引き続き、発行額の上限を設定する。

5 通年型予算の徹底

創生戦略事業を含む政策経費に係る一般財源の所要額を最大限見込んでいることから、年間の所要額を精査して要求すること。したがって、国の制度改正により予算補正を行う必要が生じた場合等を除き、年度途中での補正予算は原則と

して認めないので留意すること。

第3 予算要求の留意点

1 義務的経費

人件費・措置費・公債費は、実績等を踏まえ適正に見積もること。

特に、措置費については、国や県の動向等を注視し、対象者数や伸び率などについて徹底した精査を行うこと。

2 経常経費

先に実施した部局枠配分および一件査定での調整額で予算要求すること。

3 政策経費（創生戦略事業）

(1) 創生戦略事業に位置づけられた事業について、一件査定を行う。

(2) 創生戦略事業に係る一般財源は 24 億円（6年度比△6億円、△20%） を上限に配分する予定であることから、事業効果や執行状況等を踏まえた十分な検証を行い、事業の取捨選択を徹底すること。

(3) 行政経営会議において実施が不相当と判断された事業の要求は認めない。

4 政策経費（創生戦略事業以外の政策経費）

(1) 新規事業、市長公約事業、施設整備事業、企業会計等への繰出金、除排雪関係経費および予備費等については一件査定を行う。

(2) (1)以外の政策経費については、部局枠配分を行う。配分額は各部局の6年度予算額から、6年度での事業終了等、減算すべき経費を除いた上で、一般財源ベースで△5%とする。

(3) 部局内での事業の優先順位による事業の取捨選択や抜本的な見直しをこれまで以上に徹底するとともに、効率化・重点化を図った上で、部局枠内に収めた要求額とすること。

5 部局経営努力分の設定

(1) 枠配分を超えた削減を実施した部分又は広告料収入等で新規財源として獲得した部分については、「部局経営努力分」として設定し、原則単年度で一件査定事業の中から充当先を各部局が選択できることとする。

(2) 部局が選択した事業については、その内容の精査を経て優先的に採択を行う。

(3) 事業部局が選択した事業が採択されない場合は、部局が要求する他の事業について、優先順位等を考慮した上で、採択を行う。

6 今後の日程（予定）

予算案提出期限	令和6年10月30日（水）
財政担当査定	～11月上旬
財政課長査定	令和6年11月中旬～12月上旬
企画財政部長査定	令和6年12月中旬～12月下旬
市長査定	令和7年1月上旬～1月中旬

第4 個別事項

1 歳入

- (1) 国・県支出金等の制度を最大限に活用し、財源確保に努めること。
また、補助事業全体の総量を把握する必要があることから、国・県への補助の申請又は要望を行った全ての事業について確実に予算要求すること。
なお、国・県の予算編成の動向を十分に見極め、年度途中で不足が生じることのないよう適正に見積もること。
- (2) 使用料・手数料については、令和6年度に受益と負担の適正化に基づく見直しを行ったが、引き続き負担の公平性の観点に立って検証すること。
- (3) 市債については、原則、後年度に交付税措置されるものに限ること。
また、起債制度の変更および地方交付税制度の見直しにより、起債対象や充当率、交付税対象の変更も考えられるため、計上に当たっては十分注意すること。
- (4) 新規財源については、引き続き、広告の掲載、広告板の設置を進めるとともに、「飲料水等自動販売機の設置に関する基本方針」に基づく行政財産の貸付やネーミングライツ、クラウド・ファンディングの活用等による財源の獲得のほか、他団体で取り組んでいる財源確保策を参考にするなど、積極的に取り組むこと。
- (5) 行政財産として利用計画のない公有財産については、指針に基づき売却や利活用等を積極的に推進すること。

2 歳出

- (1) 予算の流用は原則として認めないことから、事業の精度を高め適切な積算を行い予算要求すること。
- (2) 複数の部局にかかわる事務事業への対応については、連携推進官を中心に部局間相互で緊密に連絡を取り合い、十分な調整を行った上で見積もること。
- (3) 普通建設事業については、事業の必要性や効果、コストの縮減、事業箇所の優先順位等を総合的に検討し、積算すること。

特に、大規模事業については、本市の財政に与える影響が大きいことを十分に認識し、部局内において年度間調整等を考慮した上で、予算要求すること。

また、当該普通建設事業によって整備される施設の維持管理費等が将来の本市財政に与える影響にも十分配慮した上で事業量を設定すること。

なお、公共工事コスト縮減に向け、対象となる事業については、工事検査室と事前協議を行うこと。

- (4) 公共施設等の修繕や更新を伴う整備については、行財政改革実施会議において決定する施設整備事業の優先度との整合を図ること。

なお、事業の採択に当たっては、国・県支出金や市債等の財源を最大限に活用し、部局を越えて全庁的に優先度を見極めることとする。

- (5) 公共施設等については、施設の設置効果等を総合的に検証し、あり方の見直しが必要な施設は、施設の廃止や複合化・集約化、転用、譲渡等を積極的に進めること。

- (6) 補助金については、市単独補助金に限らず、行政の責任分野、経費負担のあり方、事業効果、補助上限額や補助率等が適切であるかを十分に精査し、明確な基準の下で予算要求すること。

また、交付先における補助金の用途や異なる機関からの重複受給の有無等、実態の十分な把握に努めること。

- (7) 委託料については、対象業務を直営で実施する場合と委託する場合とを比較し、委託することが妥当であるかどうかを十分に検討すること。また、費用の積算や業務の仕様等の見直しを行い、委託料の削減に努めること。

特に、随意契約をしている委託業務については、一般競争入札への切替を積極的に進め、切替ができない業務についても、削減手法の検討を行うこと。

- (8) 旅費（会計年度任用職員の費用弁償を除く。）について、会議や研修等への出席はリモートで対応することを検討し、他の手段に替え難い場合にのみ予算要求すること。

- (9) 既存システムの改修や新たなシステム調達（機器を含む。）など、基幹系業務システム、その他情報システムに関する事業を予算要求する場合は、各通知に基づき、情報統計課と事前協議を行うこと。

- (10) 特別会計、公営企業会計および独立行政法人への繰出金等については、独立採算の原則を踏まえ、一般会計からの財政援助に過度に依存しないよう、基準内外を問わず見直しを図った上で予算要求すること。

3 その他の事項

- (1) 制度変更等が生じた場合は、予算編成の過程で必要に応じて別途整理する。